

福井県報

第 2941 号
平成 30 年
7 月 24 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次
(※は、県例規集登載事項)

告示

- ※県統計調査の告示の一部を改正する告示(三〇五・政策統計・情報課)・・・一
- 保安林の指定の予定(三〇六・森づくり課)……………二
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(三〇七・建築住宅課)……………二

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(政策統計・情報課)……………二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(同)……………三
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(三件・産業政策課)……………三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(同)……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(恐竜博物館)……………五

告示

福井県告示第305号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示第187号)の一部を次のように改正する。

表中

「福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを 得ることを目的とする。」	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員 の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係について 7月31日	838事業所	県一報告者 郵送調査	1年 10月～ 11月
--	---	---	--------	---------------	-------------------

を

「福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを 得ることを目的とする。」	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類 「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員 の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高齢者雇用関係、多様な人材の活用 7月31日	843事業所	県一報告者 郵送調査	1年 7月下旬 ～9月下旬
--	--	--	--------	---------------	---------------------

に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月24日から施行する。

福井県告示第306号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所

福井市清水平町21字向畑山5の1、5の2、18、22字平畑ケ14の2および29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種
次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第307号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

有限会社あいぜん

越前市広瀬町131-23

2 支援業務を行う事務所の所在地

越前市広瀬町131-23

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
既存認証システム再構築、クラウド型グループウェアサービス用認証連携基盤構築および認証連携基盤利用環境提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総合政策部政策統計・情報課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年6月25日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社江守情報
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額
34,549,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
特命随意契約
- 7 随意契約理由
セキユリテイ対策の観点から、現行の設定情報を公開することはできず、一般競争入札に適さないため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 1 落札に係る特定役務の名称
福井県行政情報ネットワーク ネットワーク更新に係る高速化機器（本庁）の購入および保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県知事 西川 一誠

福井県総合政策部政策統計・情報課

- 3 落札者を決定した日
平成30年7月5日
 - 4 落札者の名称および住所
三谷コンピュータ株式会社
福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-13
 - 5 落札金額
40,824,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成30年5月22日
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）テクノス芝原店
越前市芝原三丁目1字東江崎1番 外18筆
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - 3 聴取した意見の概要
（1） 防犯・災害対策について
・ 駐車場出入口が設置される主要地方

道福井朝日武生線は、夕方の時間帯に帰宅ラッシュにより渋滞が発生しやすい、また休日には、同主要地方道を挟んで西側にあるユニクロ武生店の来客車両により、右折待ちの列が発生しやすいため、混雑時には、駐車場出入口に交通誘導員を配備し、安全な車両の出入りが行われるよう誘導願いたい。

- (2) 騒音・振動対策について
・ 騒音予測報告書では、夜間最大値の予測結果において、一部基準値を超過している地点がある。現在、周辺には商業施設が立地しているが、今後、周辺の土地利用動向により影響が認められる場合は、速やかに騒音対策を実施すること。
・ 荷物等の搬送トラック等からの騒音は、周辺住民に影響を及ぼすおそれがあることから、乗入れ時間帯の調整、ドライバーへの指導等を十分に行うこと。
- (3) 廃棄物の減量・リサイクルおよび公害防止について
・ 事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において分別回収と適正処理に努めるとともに、再生资源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化および再利用の促進を図ること。
- (4) 排水・汚水処理・悪臭防止について
・ 当該店舗の設置される区域は、公共下水道認可区域内であり、隣接西側の主要地方道福井朝日武生線に下水道本管が布設済みであるため、速やかに水を接続すること。
・ 雨水処理については、区域下流の水路に支障を生じないよう、排水容量を検討の上、設計および対策を講じること。

と。

- ・ 開発区域からやむを得ず農業用排水路へ排水を流入させる場合においては、武生吉野瀬土地改良区、農家組合等の同意を得、かつ排水の水質汚濁軽減に努めること。また、開発事業により下流水路に支障が生じないよう、土地改良区、農家組合等と協議し排水容量等検討の上、施工すること。
 - ・ 汚水処理については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき十分に管理し、水質汚濁の防止に努めること。
 - (5) その他
・ 福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）に基づき屋外広告物等の表示または設置の許可申請を行うこと。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
（1） 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
 - （2） 越前市府中1丁目2番3号
越前市産業環境部商業・観光振興課
 - 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
（1） 縦覧期間
公告の日から1月間
 - （2） 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により小浜市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。
- 平成30年7月24日
福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クサリのアオキ小浜木崎店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クサリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町 2 5 1 2 番地
- 3 聴取した意見の概要
・ 騒音、振動等について、苦情があった際には、真摯な対応に努め、適切な対策を施すこと。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
(2) 小浜市大手町6-3
小浜市産業部商工観光課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。
平成30年7月24日
福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) トン・キホーテ武生店
越前市横市町 2 4 字小門 1 4 番 8 他 1 9 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
中部土地開発株式会社
代表取締役 坊傳 強
越前市横市町第 3 4 号 5 番地
- 3 聴取した意見の概要
(1) 防犯・災害対策について
・ 主要地方道武生美山線に設置されている駐車場出入口について、交差点から距離がなく、現在でも混雑しているため、右折での退店は危険性が高く、渋滞にもつながるため、利用客や配送車等に退店する際は左折するよう、看板等の設置による周知を行うこと。
・ 市道 4 1 0 5 号線に設置される出入口については、当該道路が国高小学校の通学路であり、また、農作業車が通行するなど地域の道路として活用されているため、児童や地域住民の安全に配慮すること。
(2) 騒音・振動対策について
・ 当該区域は、国道 8 号に面した敷地西側の用途地域は準工業地域であり、敷地東側の用途地域は未指定である。それぞれの地域では、騒音に係る環境基準が異なるため、注意を持って対処すること。
・ 騒音予測報告書によると、夜間最大値の予測結果において、一部基準値を超過している地点がある。現在、周辺には商業施設が立地しているが、今後、周辺の土地利用動向により影響が認められる場合は、速やかに騒音対策を実施すること。
・ 荷物等の搬送トラック等からの騒音は、周辺住民に影響を及ぼすおそれがあることから、乗入れ時間帯の調整、
- ドライバークへの指導等を十分に行うこと。
- (3) 廃棄物の減量・リサイクルおよび公害防止について
・ 事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において分別回収と適正処理に努めるとともに、再生资源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化および再利用の促進を図ること。
(4) 排水・汚水処理・悪臭防止について
・ 当該店舗の設置される区域は、公共下水道認可区域内であり、隣接北側の市道 4 1 0 5 号線および南側の主要地方道武生美山線に下水道本管が布設済みであるため、速やかに下水を接続すること。
・ 雨水処理については、区域下流の水路に支障を生じないように、排水容量を検討の上、設計および対策を講じること。
・ 開発区域からの排水について農業排水路を利用する場合は、流量計算を行った上、必要に応じて調整池を設置するなど対策を取ること。また、排水路の管理者（土地改良区等）と協議し、施工内容について同意を得ること。
・ 汚水処理については、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）に基づき十分に管理し、水質汚濁の防止に努めること。
(5) その他
・ 越前市景観条例（平成 2 1 年越前市条例第 1 2 号）の規定により、景観形成について届出を提出すること。
・ 越前市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 7 5 号）に基づく届出を提出
- すること。
・ 都市機能誘導区域外における建築であるため、都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）に基づき、届出を行うこと。
・ 福井県屋外広告物条例（昭和 3 9 年福井県条例第 4 5 号）に基づき屋外広告物の表示または設置の許可申請を行うこと。
・ 開発区域が市道に隣接する部分の形状の変更については、道路管理者である都市整備課と事前に協議し、道路の管理境界および構造物の規格・寸法等を確認したうえで、必要な申請手続きを行い、承認を受けてから施工すること。
・ 夜間営業による照明等により、周辺の作物の育成に悪影響を及ぼすことがないよう配慮すること。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
(2) 越前市府中1丁目2番3号
越前市産業環境部商業・観光振興課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地
ハーツ神中

鯖江市神中町二丁目501番3 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
福井県民生活協同組合
理事長 竹生 正人
福井市開発五丁目1603番地

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設的位置および面積
(変更前) 96.0㎡
(変更後) 102.5㎡

(2) 廃棄物等の保管施設的位置および容量
(変更前) 20.4㎡
(変更後) 23.9㎡

4 変更の年月日
平成30年10月1日

5 届出のあった日
平成30年7月6日

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 鯖江市西山町13-1
鯖江市産業環境部商工観光課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで
8 意見書の提出先
福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
平成30年7月24日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務(以下「調達役務」という。)の名称および数量
福井県立恐竜博物館総合管理業務委託一式

(2) 委託内容
入札説明書、契約書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 委託期間
平成30年10月1日から平成33年9月30日まで(長期継続契約)

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立ておよび破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による福井県公安委員会の認定を受けている者または同法第9条の届出書を福井県公安委員会に提出している者であること。

(5) 中央監規制御運転に係る作業員について、調達業務の特記仕様書に掲げる作業員資格に該当すること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号または第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項に定める建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を、落札後、福井県立恐竜博物館の建築物環境衛生管理技術者として選任させることができる者であること。

(8) 平成20年度以降において、元請(共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。)として、同種施設において1年を超える当該業務と類似する業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること。

なお、海外の実績についても条件を満たしている場合は実績として認めるものとする。

<同種施設>

・ 建物用途：博物館等の用途に供するもの。博物館等とは、博物館、美術館、資料館等、標本資料を用いて常時展示を行う施設とする(展示ケースや書架、模型のみの施設を除く。)

・ 建物規模：博物館等の延床面積が6,000㎡以上であること。博物館等の面積とは、当該用途に直接的かつ専用で使用している部分をさし、他の用地に供する部分と併用となっている部分は含まない。

(9) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員

に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「電子入札に関する取扱いい」による。

4 入札説明書等の交付等

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒9111-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

電話 0779-88-0001

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行う

ほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1）に、必要と認められる書類（入札説明書別添1を参照すること。）を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成30年7月24日(火) 9時から
平成30年8月17日(金) 17時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

〒9111-8601

福井県勝山市村岡町寺尾51-11

福井県立恐竜博物館

提出方法

提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とし、提出期間必着とする。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法
5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期限

平成30年9月4日(火) 8時30分から平成30年9月5日(水) 16時まで

(3) 開札日時

平成30年9月6日(木) 14時

(4) 開札場所

福井県勝山市村岡町寺尾51-11
福井県立恐竜博物館 2階会議室

7 入札方法

入札書に記載する金額は、36か月間の見積額を36で除いた額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を36で除いた額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所な
らびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課 総務事務第三
グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service
to be required

Security services and cleaning and
other duties for Fukui Prefectural
Dinosaur Museum.

(2) Date, time of bidding
14:00, September 4th, 2018

(3) Period of contract
From October 1st, 2018 to September
30th, 2021

(4) Contact point for the notice
Fukui Prefectural Dinosaur Museum,
51-11, Terao, Muroko, Katsuyama city,
Fukui prefecture, 911-8601, Japan
TEL 0779-88-0001

平成三十年七月二十四日印
平成三十年七月二十四日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五・二十七

福井県
株竹下印刷所

☎ 〇三三二二番